

日行連発第1563号
令和4年2月1日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設キャリアアップシステム代行申請における
行政書士の事業者登録方法について（周知）

令和3年11月17日付・日行連発第1141号にてお知らせしたとおり、令和4年2月より、行政書士に建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の代行申請が認められますが、行政書士が代行申請を行う場合、CCUS 事業者登録が必要となります。

このたび、一般財団法人建設業振興基金（以下「建設業振興基金」という。）と、事業者登録申請を行う際の留意点について、別添1のとおり調整いたしましたので、ご案内いたします。CCUS 事業者登録を行う際は、別添資料及びCCUS ホームページ等をご参照くださいますようお願いいたします。

なお、事業者登録申請を行った行政書士は、建設業振興基金主催のオンライン講習を受講することが可能で、講習終了者は「CCUS 登録行政書士」として建設業振興基金のホームページに連絡先等のリストが掲載されます。オンライン講習も含めた申込全体の流れにつきましては、別添2をご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

【別添】

- 1 行政書士の事業者登録方法について
- 2 CCUS 登録行政書士申込み手順
- 3 チラシ「行政書士のCCUS 事業者登録が可能になりました」

※別添1、2、3ともに建設業振興基金作成

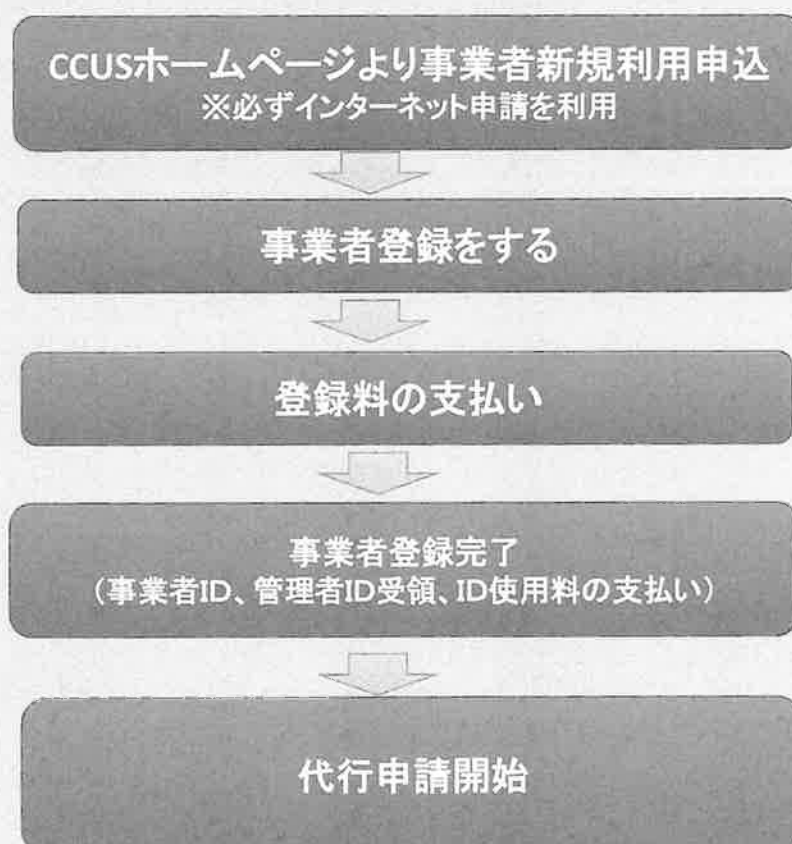
以 上

行政書士のCCUS事業者登録 が可能になりました

- 2022年2月より、行政書士が建設キャリアアップシステムで代行申請を行うための事業者ID取得が可能になりました。
- 登録を希望される方は、以下の「行政書士の事業者登録方法について」を良くご参照のうえ、登録申請をお願いします。
- なお、行政書士によるCCUSの代理申請は、従前どおり行えます。
- 事業者ID申込者については、希望者を対象にCCUSの実務に関するオンライン講習(無料、3月開始予定)を実施します。受講者は、「CCUS登録行政書士」※として、CCUSのホームページに掲載することが可能です。

※「CCUS登録行政書士」とは、CCUS実務講習(無料)を受講し、ホームページのCCUS登録行政書士名簿に連絡先を掲載(2022年4月開始予定)する代行申請を行う行政書士の呼称です

事業者登録から代行申請開始までの流れ (概略)



行政書士の事業者登録方法について

今般、事業者・技能者のCCUS登録申請について、行政書士の代行申請を認めることになりました。代行申請を行う行政書士は、本システムに事業者登録をして頂く必要があります。

行政書士が事業者登録申請するにあたっては、下記についてご留意ください。

また、システムへの登録方法については、CCUSホームページやインターネット申請ガイダンス等をご参照ください〈<https://www.ccus.jp/p/support#inta>〉。

【留意事項】

1. 法人・個人区分は必ず「個人」を選択する ※行政書士法人でも「個人」を選択する
2. 個人事業の開始届(写し)添付欄は、行政書士証票を貼付した台紙のJPEG画像を添付する
3. 資本金、完成工事高はいずれも0円とする
4. 建設に関わる業種情報欄は、「その他」、「行政書士」と入力し、()書きで登録番号を入力する
5. 社会保険に関する情報は、いずれも加入「無」を選択し、番号等の情報を登録しない
6. 下記の入力例を参考に情報を登録する

登録項目		入力例	摘要
建設業許可番号		—	入力不要
商号または名称			
必須	事業者名_フリガナ	シンコウギョウセイシヨジジムシヨ	
必須	事業者名_名称	振興行政書士事務所	
代表者名			
必須	フリガナ(セイ メイ)	シンコウ タロウ	
必須	代表者名(姓 名)	振興 太郎	
所在地			
必須	郵便番号	1050001	ハイフン「-」なしで入力してください。
必須	都道府県	東京都	プルダウンより選択してください。
必須	市区町村	港区	全角で入力してください。
必須	住所1	虎ノ門4丁目2番12号	全角、英数字記号半角で入力してください。
	住所2	虎ノ門MTビル2号館	全角、英数字記号半角で入力してください。
必須	電話番号	03-5473-4586	電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。
法人情報			
必須	法人・個人区分	個人	法人でも「個人」を選択
	法人番号	—	
	建設業以外の事業の有無	有	「有」を選択
納税証明書(写し)		—	添付不要
所得税の確定申告書(写し)		—	添付不要
個人事業の開始届(写し)			
必須	添付書類	行政書士証票.JPG	別紙台紙に行政書士証票を貼付して添付
資本金情報			
必須	資本金額	0 千円	0円のまま、入力不要
	添付書類	—	添付不要
完成工事高情報			
必須	売上高(申込前年度)	0 千円	0円と入力
必須	完成工事高(申込前年度)	0 千円	0円と入力

登録項目		入力例	摘要
登録責任者			
必須	フリガナ(セイ メイ)	シンコウ ハナコ	
必須	氏名(姓 名)	振興 ハナコ	
必須	郵便番号	1050001	ハイフン「-」なしで入力してください。
必須	都道府県	東京都	プルダウンより選択してください。
必須	市区町村	港区	全角で入力してください。
必須	住所1	虎ノ門4丁目2番12号	全角、英数字記号半角で入力してください。
	住所2	虎ノ門MTビル2号館	電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。
必須	部署名	本社	部署がない場合は「なし」と入力してください。
必須	担当者電話番号	03-5473-4586	電話番号はハイフン「-」付きで入力してください。
	担当者FAX番号	—	FAX番号はハイフン「-」付きで入力してください。
必須	メールアドレス	hanako@gyousei.co.jp	
建設業許可情報			
	許可有無	無	「無」のまま
建設に関わる業種情報			
	現に営んでいる業種	—	業種を選択しない
	上記以外に営んでいる業種	その他	「 <input checked="" type="checkbox"/> その他」を選択
	その他内容	行政書士(12345678)	「行政書士(登録番号)」と入力する
健康保険			
必須	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	事業所整理記号	—	入力不要
	事業所番号	—	入力不要
	健康保険組合有無	—	入力不要
	健康保険組合名称	—	入力不要
	国保組合有無	—	入力不要
	国保組合名称	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
年金保険			
必須	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	事業所整理記号	—	入力不要
	事業所番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
雇用保険			
必須	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	労働保険番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
建設業退職金共済制度			
必須	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	共済契約者番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
中小企業退職金共済制度			
必須	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	共済契約者番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
労災保険特別加入			
必須	加入状況 必須	無	プルダウンより「無」を選択
	労災保険番号	—	入力不要
	整理番号	—	入力不要
	添付書類	—	添付不要
CI-NET			
	CI-NET有無	無	プルダウンより「無」を選択
	CI-NETコード	—	入力不要
電子証明書の種類			
主要取引先			—
表彰履歴			—
所属団体			—

行政書士CCUS登録依頼書

行政書士証票

●証票記載内容 記入欄 (確認のため必ず記入願います)

氏名	
事務所名称	
事務所所在地	
登録番号	

※現状(CCUS登録内容)と上記(証票記載内容)が異なっている場合のみ記入

氏名	
事務所名称	[理由]
事務所所在地	[理由]

注1 「法人情報」の添付書類の「個人事業の開始届(写し)」に添付のこと

注2 単位会発行の会員証ではなく、日本行政書士会連合会発行の行政書士証票を添付のこと

注3 ファイル形式は、JPG形式(JPEG形式)に限る。

注4 証票記載の氏名、事務所名称、事務所所在地、登録番号を確認のため下の記入欄に記入のこと(必須)

注5 現状(CCUS登録内容)と証票の氏名、事務所名称、事務所所在地が異なる場合のみ、下の※欄に記入のこと(事務所名称、事務所所在地については理由も記入)

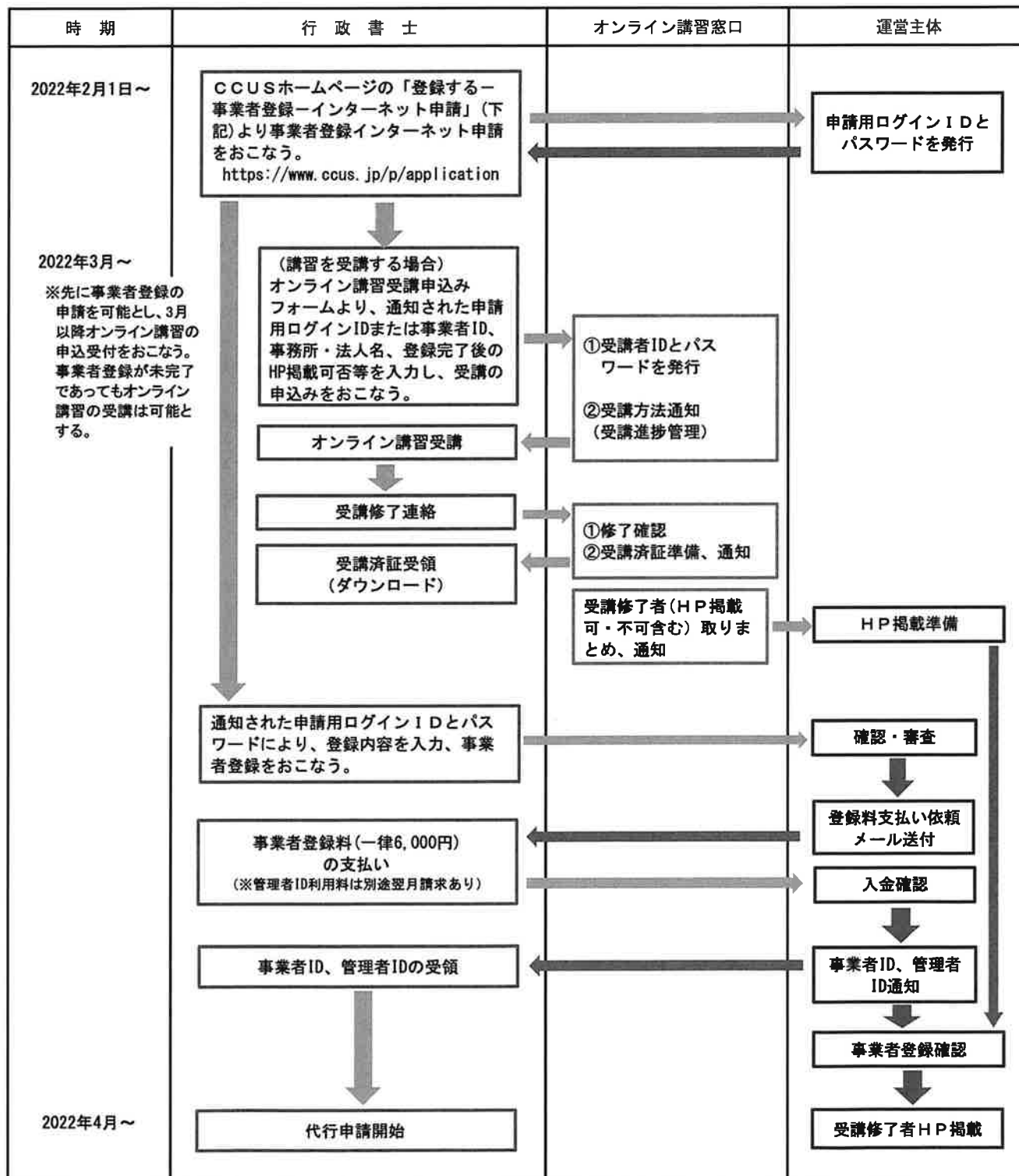
理由例: 所在地変更のため登録事項の変更手続き中

CCUS登録行政書士 申込み手順

CCUSに事業者登録して、代行申請業務をおこなうことを希望する行政書士は、下記の手順で申込みをおこなう。

●オンライン講習（任意）について

CCUSの代行申請業務をおこなうにあたり、CCUSの登録等に係る必要な知識の学習のためオンライン講習を受講することができる。（既に認定アドバイザーの認定を受けている方は内容が重複するため受講不要）
なおオンライン講習修了者は、CCUS事業者登録の完了後、希望によりHPに連絡先等をリストで掲載する。



UP 行政書士の CCUS事業者登録が 可能になりました

- ▶ 2022年2月より、行政書士が建設キャリアアップシステムで代行申請を行うための事業者ID取得が可能になりました。
- ▶ 登録にあたっては CCUS ホームページお知らせ欄の「行政書士の事業者登録方法について」をご確認ください。
- ▶ なお、行政書士による CCUS の代理申請は、従前どおり行えます。
- ▶ 事業者ID申込者については、希望者を対象に CCUS の実務に関するオンライン講習（無料、3月開始予定）を実施します。受講者は「CCUS 登録行政書士」※として、CCUS のホームページに掲載することが可能です。

※「CCUS 登録行政書士」とは、事業者ID申込後、CCUS 実務講習（無料）を受講し、ホームページの CCUS 登録行政書士名簿に連絡先を掲載（2022年4月開始予定）する、代行申請を行う行政書士の呼称です。

事業者登録から代行申請開始までの流れ（概略）

CCUS ホームページより事業者新規利用申込みをする
※必ず「インターネット申請」を利用

事業者登録をする

登録料の支払い

事業者登録完了
(事業者 ID・管理者 ID 受領)

代行申請開始